

# “令和3年度 和光高校入試 Q&A”

## Q1 令和3年度の選抜方法には変更がありますか？

A1 昨年度までと比べ、選抜方法に大きな変更点はありません。以下の通りです。

- 1 募集は1回のみです。日程詳細は、Q2をご覧ください。
- 2 志願先変更は1回に限り、期間内に行えます。
- 3 すべての志願者が国語、数学、社会、理科、英語の5教科の学力検査を受検します。学力検査時間は50分です。学力検査の各教科の満点は100点です。
- 4 選抜方法は「加算方式」です。学力検査の得点のほか、調査書の得点、面接の得点の合計点に基づいて選抜します。

なお、中学校の臨時休業等に対する配慮として、学力検査の出題範囲を削減し、調査書の「部活動(部活動に準ずる活動)の大会等の記録」は1,2年生の事項のみを評価します。

## Q2 入試の日程はどのようになっていますか？

A2 入学願書・調査書等の提出期間については以下のとおりです。原則、中学校で取りまとめて、郵送での出願となります。各中学校での指示に従ってください。

出 願 (1)郵送の場合は2月12日(金)を配達指定日とする。

(2)中学校で一括して持参する場合は2月12日(金)

(3)志願者が持参する場合は2月15日(月), 16日(火)

志願先変更期間 . . . . . 2月18日(木), 19日(金) ※郵送不可

学力検査(5教科) . . . . . 2月26日(金)

面 接 . . . . . 3月 1日(月)

入学許可候補者発表 . . . . . 3月 8日(月) ※入学説明会は3月17日(火)

## Q3 どのように選抜するのですか？

A3 本校では、学力検査の得点のほか、調査書の得点及び面接の得点に、本校で定めた定数を乗じて得られる得点の合計に基づいて選抜します。選抜は、第1次選抜から第3次選抜まで実施し、各段階で乗じる定数が異なります。詳細は、和光高校「選抜基準」をご覧ください。

## Q4 和光高校の募集人数は何名ですか？

A4 令和3年度は160名で、転編入学枠の1名を含みます。

## Q5 和光高校の「選抜の基本方針」はどのようなものですか？

A5 和光高校の「選抜の基本方針」は次のとおりです。

- 1 学力検査と調査書の記録に大きな差を設けずに選抜する。
- 2 調査書の「特別活動等の記録」の記載について積極的に評価する。
- 3 「面接」を実施し、意欲・態度を評価する。

## Q6 和光高校では、調査書の評定はどのように点数化するのですか？

A6 「学習の記録」は、1年、2年、3年を2:2:3で評価します。つまり、各学年45点満点を、90点・90点・135点の計315点満点にします。これと「特別活動等の記録」130点、「その他の項目」55点の合計500点満点を調査書の得点とします。

## Q7 学力検査、調査書の得点の他に選抜の資料になるものはありますか？

A7 和光高校では、面接を実施します。本校では面接を重視しますので、十分準備をしてください。得点については、和光高校「選抜基準」で確認してください。

また、和光高校では、地域に根ざした学校を目指す主旨から、第3次選抜において、通学距離、通学時間を資料とします。

#### Q8 面接はどのように行いますか？

A8 個人面接で行います。50点満点として選抜の資料となります。ただし、具体的な配点は、第1次選抜から第3次選抜において、定められた定数を乗じた点数とします。和光高校「選抜基準」で確認してください。

また、内容は、①目的意識及び志望の動機・理由 ②学習意欲及び興味・関心 ③表現力、社会性、総合等になります。

#### Q9 学力検査ではどのような問題が出題されますか？部分点も認められますか？

A9 学力検査は、5教科（国社数理英）の500点満点で、中学校の学習指導要領に基づいて出題されます。各問題の配点に差を設け、思考力・判断力・表現力などが得点に反映させられるように出題の内容、出題数が配慮されています。記述による解答では、部分点が認められる場合もあります。なお、英語にはリスニングを含みます。

#### Q10 学力検査に持って行くものは何ですか。また、持って行ってはいけないものは何ですか？

##### A10 <持ってくるもの>

- 受検票 ○鉛筆（シャープペンシルも可とする） ○消しゴム
- 三角定規（直定規も可とする） ○コンパス ○上履き ○昼食
- 計時機能のみの時計

〔 検査時に使用するもの＝鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス  
検査時に使用を認めるもの＝計時機能のみの時計 〕

※受検票は常に携行し、検査中は定められた場所に置くこと。

##### <持ってきてはいけないもの>

- 受検に必要ないもの
- 学力検査の公平性を損なうおそれのあるもの  
（例）下敷き 分度器（もしくは類似機能を持つ文房具）  
文字、公式等が記入された定規等、和歌や格言等が印刷された鉛筆等  
色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン、  
計算機、計算機能や辞書機能等のある時計  
携帯電話等の電子機器類（時計がわりの使用も認めない）

#### その他の持ち物等について

◆学力検査・面接では、感染症予防のため、マスクの着用が必要です。

◆検査室の換気を行うため、学力検査中の防寒着（コート等）の着用を認めます。

※ただし、学力検査の公平性を損なうおそれのあるものは認められません。

上の例を参考に、文字等のプリントなどに注意してください。